

嬉 監 第 6 2 号

平成23年11月28日

嬉野市長 谷口 太一郎 様

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 副島 孝裕

平成23年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成23年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 監査実施日

平成23年11月9日、10日及び11日

2 監査対象

(1) 事業者名：佐賀県茶商工業協同組合

補助金名：嬉野市農林水産振興事業費補助金

(きらっと輝く「うれしの茶」あきない事業)

所管課：茶業振興課

平成22年度事業費： 5,635,588 円

平成22年度補助額： 5,000,000 円

(2) 事業者名：嬉野市子ども会連絡協議会

補助金名：嬉野市社会教育関係補助金 (嬉野市子ども会連絡協議会)

所管課：地域づくり・結婚支援課

平成22年度事業費： 1,616,404 円

平成22年度補助額： 486,000 円

- (3) 事業者：嬉野市青少年育成市民会議
補助金名：嬉野市社会教育関係補助金（嬉野市青少年育成市民会議）
所管課：地域づくり・結婚支援課
平成22年度事業費： 992,066 円
平成22年度補助額： 560,000 円
- (4) 事業者：嬉野市商工会青年部
補助金名：嬉野市商工観光振興事業費補助金（嬉野温泉夏まつり開催事業）
所管課：観光商工課
平成23年度事業費： 8,419,000 円
平成23年度補助額： 2,175,000 円
- (5) 事業者：夏まつり運営委員会
補助金名：嬉野市商工観光振興事業費補助金（夏まつり事業）
所管課：観光商工課
平成23年度事業費： 4,298,529 円
平成23年度補助額： 900,000 円

3 実施した監査手続

監査の実施にあたっては、財政援助団体及び所管課から提出された資料及び関係書類に基づいて、事情聴取、その他、必要と認めた監査手続を実施した。

4 監査の結果

(1) 佐賀県茶商工業協同組合及び茶業振興課

監査の結果、補助金はその目的に従い使用され、経理についても適正に処理されているものと認めたが、イベント開催経費である車両代、日当、宿泊代について、明確な規定がなく、市の旅費規定と比較してもかなりの差異があるため、近年の経済情勢を鑑み、規定を策定し、旅費等の額改定を図られたい。

また、当該補助金については、高額でもあり引き続き次年度も計画されていることから事業内容及び成果について費用対効果を十分念頭に入れ事業遂行に努められたい。

(2) 嬉野市子ども会連絡協議会及び地域づくり・結婚支援課

監査の結果、補助金はその目的に従い使用されていると認めたが、経理については、ミスや不正などのリスクが想定されることから、団体事務局の体制改善や複数職員による相互けん制等により、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むなど安全性、正確性を維持し、事務内容を改善する必要がある。

ア 市担当職員と補助団体事務局職員が同一人物であり、不正のリスク回避の観点から事務局職員は、市担当職員と別人とされたい。

イ 嬉野市補助金等交付規則第5条の規定に基づく申請書類の不備、同規則第19条第2項の規定による通知の未通知及び決裁文書等に決裁印漏れがあった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 当該年度事業の中に、別の嬉野市補助事業である「訪韓少年の翼事業」が計上されている。嬉野市子ども連絡協議会の申請については、訪韓少年の翼事業に係る経費を除いたものとすべきである。

エ 当該年度事業の中に、未執行业業、経費が予算を超えた事業及び計画にない事業があった。補助事業の内容について変更しようとするときは、嬉野市補助金等交付規則に基づく補助金等事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないが、未提出であった。なお、当該変更により補助事業等の事業費に変更を生じている場合、補助金等変更交付決定通知書を通知する必要がある。

オ 各地区から納入された会費を即時直接全国子ども会安全会及び佐賀県子ども会連絡協議会へ振り込んでいる。郵便振込のみの方法であるならば、郵便局の通帳を作成し、通帳に形跡を残した管理をされたい。

カ 事業の参加者が少ないため、周知など工夫し、参加者の増加に努められたい。

(3) 嬉野市青少年育成市民会議及び地域づくり・結婚支援課

監査の結果、補助金はその目的に従い使用されていると認めたが、経理については、ミスや不正などのリスクが想定されることから、団体事務局の体制改善や複数職員による相互けん制等により、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むなど安全性、正確性を維持し、事務内容を改善する必要がある。

ア 当該年度事業の中に、別途嬉野市と委託契約を締結している事業である「夢づくり支援事業」が計上されている。嬉野市青少年育成市民会議の申請については、夢づくり支援事業に係る経費を除いたものとすべきである。

イ 当該青少年育成会議収支決算に係る支出の合計額が、収入の市補助金、参加費及び雑収入の合計額より少なかった。事業実施及び補助金の在り方について、検討する必要がある。また、繰越金については、補助額とほぼ同額のため、補助金同様繰越金の在り方についても検討する必要がある。なお、県民会議からの交付金は、区分を交付金として設置されたい。

ウ 市担当職員と補助団体事務局職員が同一人物であり、不正のリスク回避の観点から事務局職員は、市担当職員と別人とされたい。

エ 嬉野市補助金等交付規則第5条の規定に基づく申請書類の不備、同規則第19条第2項の規定による通知の未通知及び決裁文書等に決裁印もれがあった。適正な事務処理に努められたい。

オ 当該年度事業の中に、未執行业務があった。補助事業の内容について変更しようとするときは、嬉野市補助金等交付規則に基づく補助金等事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないが、未提出であった。なお、当該変更により補助事業等の事業費に変更を生じている場合、補助金等変更交付決定通知書を通知する必要がある。

カ 事業の参加者が少ないため、周知など工夫し、参加者の増加に努められたい。

(4) 嬉野市商工会青年部及び観光商工課

監査の結果、補助金は概ねその目的に従い使用されていたが、経理については、一部不適切な処理があった。

ア 収支精算書について、区分は、明細が明確になるよう細分化が必要である。また、円単位で計上すべきである。

イ 使途不明な領収証及び明細がない領収証があった。明細について明確な領収証を具備する必要がある。また、会議室使用料、冷暖房料及びコピー使用料を概算で商工会へ支払っている。会議の開催時間やコピー枚数を記載するなど内容を明確にする必要がある。

ウ 雨天時引当金について、今年度100万円計上している。また、前年度計上された引当金を自己負担収入として計上されている。引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に、貸借対照表上に積み立てられる金額であるため、引当金の在り方について改善する必要がある。

(5) 夏まつり運営委員会及び観光商工課

監査の結果、補助金は概ねその目的に従い使用されていたが、経理については、一部不適切な処理があった。

ア 嬉野市商工観光振興事業費補助金交付要綱の補助事業者名での申請となっていないため、修正する必要がある。

イ 使途不明な領収証及び明細がない領収証があった。明細について明確な領収証を具備する必要がある。

5 まとめ

各補助金とも事務処理、経理及び運営について、概ねその目的に従い使用されていたが、一部不適切な処理をされていた。

関係課については、嬉野市補助金等交付規則及び各交付要綱等に基づく事務の遂行及び関係団体に対する指導の徹底、緊密な連携並びに公正かつ合理的な補助金の使用に努められたい。